

●コンピュータ労働者に
ふさわしい賃金で、残
業を無くし、健康で文
化的な生活を。

●働く者が幸せになる平
和なコンピュータ社会
を。

こ ん ぴ ゅ う た

電 算 労

電 算 機 関 連 労 働 組 合 協 議 会
〒110-0003

東京都台東区根岸3-25-6
タブレット根岸2階
TEL 03(5603)4570
FAX 03(5603)7265

URL <http://www.union-net.or.jp>

核のない世界を！「核なき世界へ」思いを語り継ぐ 2015MIC長崎フォーラム

長崎の原爆の日の前日、8月8日
に日本マスコミ文化情報労組協議
(以下MIC)及び長崎マスコミ・
文化共闘会議(以下長崎マス共)の
主催で2015MIC長崎フォーラ
ムが松藤プラザ「えきまえ」いきい
きひろばにおいて、約100名余り
の参加者の下、開催されました。

今回のフォーラムは「『核なき世
界へ』思いを引き継ぐ」と題し、初
めて被爆二世を迎えてのフォーラム
となりました。

冒頭、MICの新崎盛吾議長より、
「戦後70年、被爆70年の年だ。現
在国会では戦争法案(安全保障関連
法案)が審議されている。憲法9条
を守ることは正反対の動きだ。そ
れはなぜなのか。それは、現在の安
倍政権は百田尚樹や武藤貴也など、
戦争に行かないのは利己主義と考
えるような人たちが支えているから
だ。70年の節目の今年、6月23日沖繩
慰霊の日、そして8月6日、8月9
日に何があったのかを考え、それを

伝えることが大事ではないか。」と
の挨拶がありました。

続いて、長崎マス共の平野佑一
郎 代表から、「子供のころから平和学
習を受けてきたが、子供のころは、
共感できる痛みを感じていなかった。
今日の三人の話を聞いて実感でき
ると思う。」と挨拶がありました。

フォーラムでは、最初に報道ドキュ
メンタリー「静かな声」が上映され
ました。



挨拶をするMICの新崎盛吾議長

「静かな声」は、81歳のとき、喉
頭がんで声帯を切除し、声を失った
被爆者の松添博さんの話でした。

ドキュメンタリー「静かな声」は、
被爆という惨状を語り継ぐことを諦
めない老いた被爆者の決意を伝えて
いました。

続いて長崎の証言の会会員で元小
学校教諭の城臺美彌子(じょうだい・
みやこ)さんの被爆者講演です。

城臺さんは、6歳で被爆しご本人
は幸い何もなかったのですが、同級
生が母親になってから突然亡くなら
れたり、被爆三世となる実のお孫さ

松添さんは画家で原爆の絵を描き、
その絵を使った紙芝居で修学旅行生
に話をする語り部でした。語りを伝
えることに生きる意味を見出して
いた松添さんにとって声は命。それ
を失った後は、他人との接触を避け、
自宅にこもるようになってしまいま
した。そんな中で完成した紙芝居、
もう一度かつての惨状を伝えたいと
奮起、人工喉頭を使って声を出すた
め、猛特訓を行いました。

被爆者の多くが大病を抱え、残さ
れた時間も少ない中、身を削り、自
身の体験を語り続けています。

被爆者体験記朗読ボランティア
「被爆者体験記朗読ボランティア」
をきっかけに、2012年5月28日
の「長崎被災協・被爆二世の会」結
成に参加、会長に就任しました。



被爆者は、核兵器を世界からなく
すために、また、2度とこのような
過ちを繰り返させないために、サブ
イバーとして、残された時間を命を
かけて語り継いでいます。

城臺さんの次は、被爆二世で長崎
被爆協・被爆二世の会・長崎会長の
佐藤直子さんの講演です。

佐藤さんは、語り部を続ける父の
もとで育ち、父から勧められた国立
長崎原爆死没者追悼平和祈念館が主
催する「被爆者体験記朗読ボランテ
ア育成講座」に応募しました。それ
をきっかけに、2012年5月28日
の「長崎被災協・被爆二世の会」結
成に参加、会長に就任しました。

んを幼いうちに亡くしたり、という
辛い経験があります。自分が被爆者
でなかったらこんなことにならなかつ
たのではないかと悲しみ、苦し
みました。

被爆者である父、池田早苗さんの被爆体験を語り継ぐため、家族証言者として語り部活動を始め、県内の小学校他、全国各地で被爆二世として被爆体験を語り継ぐ活動を続けています。

父の池田早苗さんは、当時12歳で、買い出しに行く途中、爆心地から2kmの長崎市小江原町で被爆、爆心地から800mの自宅にいた姉・妹・弟5人は原爆で亡くなり、その後両親も死亡。一番下の3歳の弟は、早苗さんが一人で火葬したそうです。

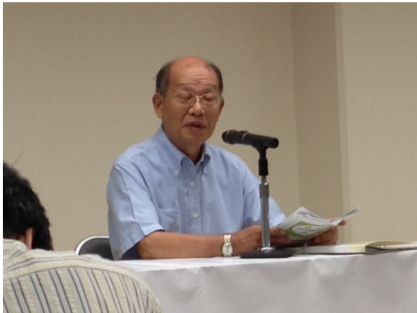
想像を絶する、辛く、悲しい被爆体験です。語り部が高齢化している現状を考えると、これからは、一人でも多くの人が、被爆者の心に寄り添い、被爆の実態を語り継いでいく必要があります。

3人目は、船越歌一（ふなこえ・こういち）さんの基調講演「戦後70年・被爆70年―それぞれの歴史認識」。

船越さんは、長崎大学名誉教授で1976年から35年間、長崎大学教育学部で法律学・憲法などを担当されました。

以下に講演の概要を記します。

【安全保障関連法案の衆議院通過】
2014年7月1日、閣議によ



長崎大学の船越歌一名誉教授

る憲法解釈の変更があった。これは、「安倍のクーデター」、「憲法ハイジャック」あるいは、「介錯改憲」などと言われた。それが、閣議レベルから国会のレベルまで深化した。そして、実際に憲法が否定され、立憲主義から脱却し、法治国家が崩壊した。行政権が立法権を篡奪し民主主義国家から独裁国家へ転落した。「ナチスの手口」を再現したような安倍政権は「政治犯」だ。
【二つの歴史認識の対立と相克の構図】
以下の歴史認識の相違が存在する。

- ① 「憲法9条は戦後日本の歴史認識」VS 「戦後レジームからの脱却」
- ② 憲法前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」や昭和22年の教育基本法前文の「憲法の理想の実現は根本において教育の力にまつ」という立場VS そも「戦争の反省と謝罪は自虐的だ」とする靖国派、植民地支配と侵略戦争の正当化、聖戦論。
- ③ 護憲論VS改憲論
- 【二つの歴史認識は憲法に反映される】
日本国憲法と2012年の自民党憲法改正草案を比較すると、以下の通り。
- ① 近代立憲主義の否定：97条の削除、99条の否定
- ② 基本的人権の蹂躪：「天賦人権思想」の否定、個人主義の否定、「公共の福祉」を「公共及び公の秩序」に置き換える。
- ③ 象徴天皇制から復古的天皇制へ
- ④ 「戦争の放棄」から国防軍保持へ
- ⑤ 基本的人権を停止する政治の導入
- ⑥ 憲法改正のハードルを思い切り下げる

【故本市長の反核の立場】
船越さんは、故本市市長の反核の立場を支持し、以下のように述べています。

「毎年8月9日の長崎市長による長崎平和宣言は、本市市長時代に

は、日本の侵略に対する反省と謝罪がなければ核廃絶は世界に届かないという趣旨の文言が必ず入っていた。しかし、今日それらの文言が消えて久しい。いまや日本の政治は、日本の侵略や加害を語り、反省や謝罪を説くことは自虐的で反日的であるとしてこれを指弾し、『戦後レジームからの脱却』を旗標とする政府の時代になっている。社会も病み始めた。『反日』、『天誅』、『売国奴』、『国賊』、『非国民』、『死ぬ』という言葉満載の雑誌メディア。『嫌韓謙中』本が書店の一角を埋める異常。ヘイトスピーチ、ヘイトデモ、ヘイト本で市民社会は悲鳴を上げている。これらは、本市市長の立ち位置と反対の方向であると言わなければならない。」

また、現在の安倍政権に対して、『戦後レジームからの脱却』路線は、言葉の上では、花も実もあるような高揚感に支えられている。しかし、現実には起きていることは、アメリカへのすり寄りによって安保を変質させる日米同盟の強化であり、その結果が戦後最悪の日中・日韓関係の現出である。近隣諸国との関係は、悪化の一途をたどっている。それが、国内では排外主義、排斥主義の高揚となっている。

これが安倍政権の現実であり、『戦後レジームからの脱却』の事態だと思う。」と述べました。船越さんの講演の後、最後に2015長崎フォーラムアピール案が提案され採択されました。

長崎フォーラムに参加して
SS支部委員 森山仁志

この度はMIC長崎フォーラムに参加させて頂きました。長崎へ行ったのは二十数年ぶりのことです。その当時は、新幹線から夜行列車に乗り乗り換えて14時間ぐらいかかったでしょうか。今回は飛行機で行きましたが、午前8時の便に乗って、長崎市内に到着したのがほぼ正午でしたので、やはり長崎は遠いところです。

さて、今回のMIC長崎フォーラムでは、戦後70年、すなわち原爆が投下されてから70年ということもあり、いかに被爆体験を後世に伝えるかということがテーマの学習会でした。

最初のプログラムは、声を失っても人工声帯をつけて被爆体験を伝えようとする被爆者のドキュメンタリーの視聴でした。

その被爆者は撮影当時すでに80歳を越えていたでしょうか。彼の被爆体験を伝えたいという強

韌な意思は、映像を通じて間接的にしか接しえない私に、圧倒的な印象をもたらしました。そして、それ程まで被爆者が伝えたいと考える被爆体験とは、どんなに強烈な印象を与えたものかと、考えずにはいられませんでした。

2番目のプログラムは、被爆者本人の体験談でした。当時の写真や地図などを駆使して、一生懸命に被爆体験を語っておられました。彼女の話ぶりからすれば、体験した事実のほんの一部しかなく、本当はもっと無残な事態に遭遇している、それを伝えきれないもどかしさを感じたのと同時に、被爆体験とは想像を絶するものではないかという思いに至りました。

続いているプログラムは、被爆2世の方のお話しでした。被爆2世とは、父親の被爆体験を聞き学び、



それを伝える語り部のことだそうですね。原爆体験のリアルさという点では物足りなさはないものの、彼女の存在そのものが、現在の被爆体験の継承の問題点を如実に表しているのではないかと、思いに駆られました。先人達の経緯や思いを理解していないのでは、残るに過ぎなくなってしまうのではないかと、という危惧を抱きました。

最後のプログラムは、大学の先生の講演でした。印象に残っているのは、真珠湾攻撃で使用された爆弾は長崎で製造されたものだという話でした。長崎に原爆が落とされたのは因果応報の報いなのではないでしょうか。

MIC長崎フォーラムを通じて、被爆体験の惨さを改めて認識し、二度とこのような事態を起こさせないという強い意識を起させました。また、より深く被爆体験を理解して、後世に伝えることに協力する必要があると感じました。

長崎の方々が被爆に対して強靱な思いをもっていることを、このフォーラムを通じて理解しました。このような機会を設けて頂き、大変感謝しています。

企業組合コンピュータユニオン(CCU) 第22回通常総会開催される

去る9月11日、タブレット根岸5階会議室にて、企業組合コンピュータユニオン第22回通常総会が開催されました。

最初に小林寛志理事長より「CUは22期を終えた。5年前、第17期の総会でCCU自主プロジェクト(注1)を承認してもらった。そして、開発資金として500万円の借入を行った。その時は多くの組合員から一抹の不安の声が上がった。それに対して、私たちが理事会はリスク管理を行い、毎月の売り上げと損益の予実管理を行った。そして、予定に達しない場合は、その原因を明らかにし、



対策を取ってきた。そのおかげで、今期で減価償却は終わり、会計上は借金が無くなった。そういうこともあり、3桁の利益が上がった。17年前は、5%の配当を行っていたが、来期は、配当金を分かち合えるような利益を望みたい。CCU組合員に定年はない。本人のやる気と体力、そして経験に基づいた技術力があれば、本人が辞めようと思うまで続けられる。これは、CCU設立の目的の一つであるが、まだ、なかなか実現できていない。これを少しでも目的に添えるよう来期は頑張りたい。」と挨拶がありました。

その後、篠塚芳教事務局長より平成27年度事業報告および決算関係書類の説明がありました。労供関係では、派遣が伸びており、その分業務委託が減っており、売上高は昨年を上回った、との報告がありました。

決算では、196万円余りの純利益があったとの報告がありました。剰余金処分案では、利益準備金

と特別積立金について、昨年の分と合わせて(注2)25万円余りを計上するとの報告がありました。

その後、平成28年度事業計画、収支予算の説明がありました。事業計画では、売上実績がなかったパソコン教育事業については、削除し、実態に合わせて、事業名称の見直しを行い、売上計画は前期とほぼ同額の1億八千七百万円余りとなっています。

それから、借入金限度額および役員報酬については、従来通り(それぞれ、五百万円と三百万円以内)の計画となっています。

その後、労組会計部門の報告が横山南人理事から、Web会計の開発費の償却が終わったこと、当初予定していなかった支出があった(CCU会計のVer.2の開発など)が、それを除くと、計画通りの実績を上げることができたこと、といった報告がありました。

質疑応答の後、最後に採決があり、全ての議案について採択されました。

(注1) Web会計の開発(注2) 21期は累積赤字が残っていたので利益準備金および特別積立金については計上しなかったが、単年度で利益があった期については、計上する必要があった。

偽装請負があれば、実態派遣先の正社員に登用される!? 労働契約申込みみなし制度始まる

平成24年の派遣法改正により、重大な違法派遣の場合には、派遣先から派遣労働者に対して、労働契約についての申込の意思表示をしたものとみなす制度が設けられました。派遣労働者が承諾の意思表示をすれば、派遣先と派遣労働者との間には労働契約が成立し、派遣先の社員になる途が開かれることとなります。

この制度が今年、10月1日に施行されました。

重大な違法派遣というのは、左記の場合です。

- ① 適用除外業務に派遣労働者を従事させる場合
- ② 無許可無届出事業主から派遣を受けている場合
- ③ 受入期間制限に違反して派遣を受けている場合
- ④ 偽装請負等の場合（労働者派遣法や労働基準法等の規定を免れる目的で、派遣以外の名目で契約する等して、実態として派遣を受けている場合）

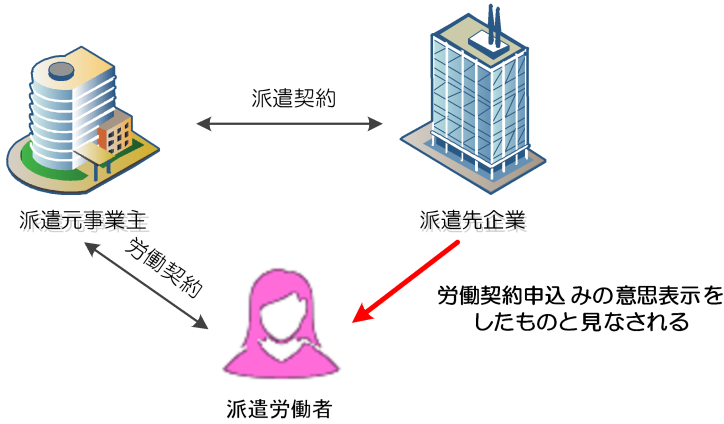
本来、労働契約は申込の意思表示

示と承諾の意思表示が合致して成立しますので（労働契約法第6条）、一方の意思表示が存在し表明されることが前提となります。しかし、この原則に対する例外として、派遣先が重大な違法派遣をしている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先から派遣労働者に対して、労働契約の申込をしたものとみなす制度が創設され、派遣労働者の保護が図られることになりました。

この労働契約申込みみなし制度の適用される、違法の中に「偽装請負」があり、このことは、われわれ情報サービス産業においては、協力会社を使っている元請企業などに対しては、相当な影響があります。

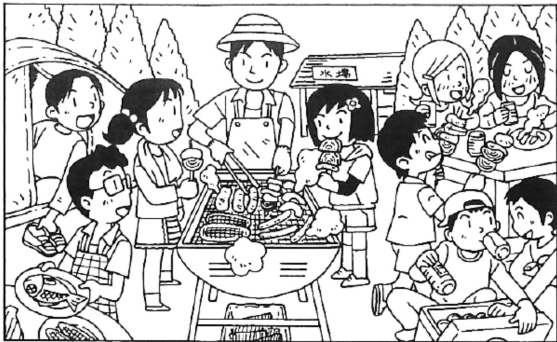
元請企業が協力会社を使っており、それが多重下請けの場合、多くは業務委託契約であり、実態は派遣、すなわち「偽装請負」状態です。

この場合、元請で働いている末端の事業者の社員は、元

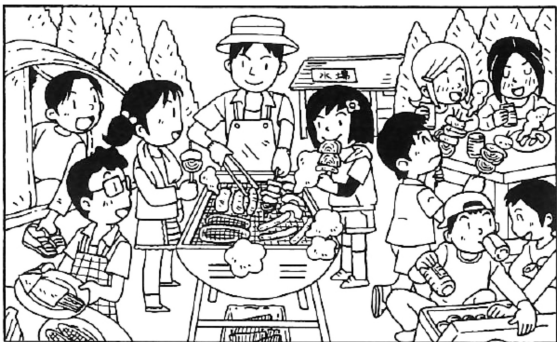


クイズちがいは7つ

★ 締め切りは 11月30日 ★
♪ 高確率で図書券が当たります♪
ご応募お待ちしております!!



右と左の絵には7カ所のちがいがありません。どこでしょう？正解者5名の方に1,000円の図書カードをさしあげます。



前回の正解：①アイスの長さ ②Tシャツ丈の長さ ③ミラー
④袖の長さ⑤ブランの長さ⑥右ライト ⑦左前輪
当選者：野原珠未・升谷誠・井上優佳・吉田憲弘(NCS&A)
大橋慶子(PUC) 敬称略
♪ご当選おめでとうございます♪

宛先：〒110-0003
台東区根岸3-25-6
タブレット根岸2F
こんぴゅうた クイズ係
E-mail：quiz2015@union-net.or.